

税 務 関 係

施策・制度名	施策・制度内容	適用条件・基準等	対象者等	問い合わせ先
市県民税の減免 (市税条例)	未到来の納期に係る税額について、前年の所得金額及び損害程度により1/8から全額を免除	住宅又は家財に損害を受け損害額が住宅又は家財の価格の3/10以上の場合で、前年の合計所得金額が1,000万円以下である場合	①住宅又は家財については自己及び同一生計内の親族（前年の合計所得金額が所得税の基礎控除額以下の者に限る。）が所有するものとし、住宅は自己又は同一生計内の親族が常時起居する家屋に限る。②損害の金額は、保険金、損害賠償金等により補てんされた金額を除く。	市民生活部税務課市民税担当 092-557-5118
	未到来の納期に係る税額のうち、事業所得に係る所得割額に相当する額について、前年の合計所得金額により2/10から全額を免除	災害により受けた事業の損失額が平年の事業所得の総収入金額の3/10以上の場合で、前年の合計所得金額が1,000万円以下である場合	事業の損失額は、災害による農作物の減収損失額、漁獲類等の損失額及び災害による事業用資産（たな卸資産及び事業用固定資産）の損失額とし、共済金、保険金、損害賠償金等により補てんされた金額を除く。	
森林環境税の免除 (森林環境税及び新環境譲与税に関する法律)	免除理由発生後以後に到来し、かつ未到来の納期に係る税額	震災、風水害、落雷、火災その他これに類する災害により生命、身体又は財産に甚大な被害を受けた場合	死亡した者	市民生活部税務課市民税担当 092-557-5118
			障がい者となった者	
			自己（控除対象配偶者又は扶養親族を含む。）の所有に係る住宅又は家財につき生じた損害金額（保険金等により補てんされた金額を除く。）が以下の者 ①住宅又は家財の価格の3/10以上である者で、前年の合計所得金額が500万円以下のもの ②住宅又は家財の価格の5/10以上である者で、前年の合計所得金額が500万円を超え750万円以下のもの	

税 務 関 係

施策・制度名	施策・制度内容	適用条件・基準等	対象者等	問い合わせ先
市税の納付期限の延長 (地方税法、市税条例)	地域及び期日その他必要な事項を指定して納付若しくは納入に関する期限を延長	広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により重大な被害を受けたとき	市税等の納税者で、災害により損害を受けたもの。	市民生活部収納課収納担当 (内線337・339)
市税等延滞金の減免 (地方税法)	市税等の滞納額に対して加算されている延滞金の全部又は一部免除	震災・風水害・火災その他これに類する災害により重大な被害を受けたとき	市税等の滞納者で、災害により損害を受けた者に対して行なう。	市民生活部収納課収納担当 (内線337・339)
固定資産税及び都市計画税の減免 (土地に関すること)	未到来の納期に係る税額のうち ①の適用要件・基準等の場合 全額軽減又は全額免除 ②の適用要件・基準等の場合 8/10の軽減又は8/10免除 ③の適用要件・基準等の場合 6/10の軽減又は6/10免除 ④の適用要件・基準等の場合 4/10の軽減又は4/10免除	災害により被害を受けた固定資産を所有するもので土地（農地又は宅地に限る）の場合で被害の程度が次の①から④までのいずれかに該当すること ①被害面積が当該土地の面積の8/10以上のとき ②被害面積が当該土地の面積の6/10以上8/10未満のとき ③被害面積が当該土地の面積の4/10以上6/10未満のとき ④被害面積が当該土地の面積の2/10以上4/10未満のとき	所有に係る固定資産につき、災害により損害を受けた者に対して行う。 ただし、保険金、損害補償金等により補てんされたものを除く。	市民生活部税務課固定資産税担当 (内線326～330)
固定資産税及び都市計画税の減免 (家屋に関すること)	未到来の納期に係る税額のうち ①の適用要件・基準等の場合 全額軽減又は全額免除 ②の適用要件・基準等の場合 8/10の軽減又は8/10免除 ③の適用要件・基準等の場合 6/10の軽減又は6/10免除 ④の適用要件・基準等の場合 4/10の軽減又は4/10免除	災害により被害を受けた固定資産を所有するもので家屋の場合で被害の程度が次の①から④までのいずれかに該当すること ①全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめないとき又は復旧不能のとき ②主要構成部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の6/10以上の価値を減じたとき ③屋内、内壁、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の4/10以上6/10未満の価値を減じたとき ④下壁、畳等に損傷を受け、居住又は使用目的を損じ、修理又は取替えを必要とする場合で、当該家屋の価格の2/10以上4/10未満の価値を減じたとき ※償却資産については、上記内容に準ずる。	所有に係る固定資産につき、災害により損害を受けた者に対して行う。 ただし、保険金、損害補償金等により補てんされたものを除く。	市民生活部税務課固定資産税担当 (内線326～330)